

医薬安発0722第1号
令和6年7月22日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」及び
「地域における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

高齢化の進展に伴い、加齢による生理的な変化や複数の併存疾患を治療するための医薬品の多剤服用等によって、安全性の問題が生じやすい状況にあることから、平成29年4月に「高齢者医薬品適正使用検討会」を設置し、高齢者の薬物療法の安全確保に必要な事項の調査・検討を進めており、これまでに「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」、「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別）」）及び「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」を取りまとめ、「「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」について」（令和3年3月31日付け医政安発0331第1号・薬生安発0331第1号厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長及び厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長連名通知）等により周知したところです。

今般、本年6月に開催された同検討会での議論を経て、別添のとおり「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」の改訂版（様式事例集の改訂を含む）、「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」別表3・別表4の改定及び「地域における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」を取りまとめたので、貴管下医療機関等において、医薬品に係る医療安全推進のため、ご活用いただきますよう、周知方お願いいたします。

以上